

○大分市大野川防災センター条例施行規則

平成11年5月31日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市大野川防災センター条例（平成11年大分市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市大野川防災センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用日前12月以内に限るものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、大分市大野川防災センター（以下「防災センター」という。）の使用の許可をしたときは、大分市大野川防災センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に対し交付する。

(使用許可事項の変更)

第4条 防災センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された事項の変更をしようとするときは、大分市大野川防災センター使

用許可事項変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用許可書の提示）

第5条 使用者は、防災センターを使用するときは、使用許可書を職員の求めに応じて提示しなければならない。

（使用者及び入場者の遵守事項）

第6条 使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備又は器具等を汚損し、き損し、又は滅失しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 許可なくして、壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。
- (5) その他職員の指示する事項に従うこと。

2 使用者は、前項各号に規定する事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、当該施設の所定人数を超えないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 建物内外の清潔、整頓及び清掃に努めること。
- (4) 入場者に前項各号に規定する事項を遵守させること。

（汚損等の届出）

第7条 使用者又は入場者は、建物、設備又は器具等を汚損し、き損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を汚損（き損・滅失）届（様式第4号）により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年6月3日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

大分市大野川防災センター使用許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

電話番号

大分市大野川防災センターを使用したいので次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 室 名	
使 用 人 員	
備 考	次のことを承諾して使用の許可を申請します。 1 大分市大野川防災センター条例、同条例施行規則及び職員の指示に従うこと。 2 許可を受けた使用時間を厳守すること。 3 使用後における建物の戸締り等については、責任をもって行うこと。 4 使用後は、清掃をすることとし、ゴミ類は、持ち帰ること。

様式第2号(第3条関係)

大分市大野川防災センター使用許可書

年 月 日

申請者

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市大野川防災センターの使用については、次のとおり許可します。

1 使用目的

2 使用日時

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

3 使用室名

4 使用人員

5 許可条件

- 1 大分市大野川防災センター条例、同条例施行規則及び職員の指示に従うこと。
- 2 許可を受けた使用時間を厳守すること。
- 3 使用後における建物の戸締り等については、責任をもって行うこと。
- 4 使用後は、清掃をすることとし、ゴミ類は、持ち帰ること。

様式第3号(第4条関係)

大分市大野川防災センター使用許可事項変更承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

電話番号

年 月 日付けで許可のあった大分市大野川防災センターの使用について、
次のとおり使用許可された事項を変更したいので申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後
使 用 目 的		
使 用 日 時		
使 用 室 名		
使 用 人 員		
そ の 他		

様式第4号(第7条関係)

汚 損 (き 損 ・ 滅 失) 届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
申請者
氏 名
電話番号



大分市大野川防災センターの建物、設備又は器具等を次のとおり汚損(き損・滅失)したので届け出ます。つきましては、大分市大野川防災センター条例第9条の規定により指示のとおり賠償します。

- 1 汚損(き損・滅失)した日時
- 2 汚損(き損・滅失)した建物・設備・器具等の名称及び数量
- 3 汚損(き損・滅失)の内容又は程度